



2026年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社 QD レーザ
代表者名 代表取締役社長 大久保 潔
(コード番号：6613 東証グロース)
問合せ先 常務執行役員経営企画室長 武政 敬三
(TEL. 045-900-6905)

業務執行取締役に対する事前交付型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「業務執行取締役」といいます。）に対して事前交付型の譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2026年6月24日開催予定の第20期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

当社は、2023年6月27日開催の第17期定時株主総会（以下「第17期定時株主総会」といいます。）において、業務執行取締役に対して、パフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型譲渡制限付株式報酬（以下「業績連動型譲渡制限付株式報酬」といいます。）についてご承認いただいております。本制度は、取締役の報酬の一部として業績連動型に加えて事前交付型の譲渡制限付株式を付与して業務執行取締役に早期かつ継続的な自社株式の保有を促すことにより、業務執行取締役に対する当社の企業価値持続的な向上を図るインセンティブを強化するとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、新たに導入するものです。

(2) 導入の条件

本制度は、業務執行取締役に対し、譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額は、2019年6月27日開催の第13期定時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。以下「金銭報酬枠」といいます。）とご承認いただいております。また、当該金銭報酬枠とは別枠にて、第17期定時株主総会において、業績連動型譲渡制限付株式報酬にかかる報酬枠として年額8,000万円以内（これにより発行又は処分する当社の普通株式は年間196,500株以内）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度による報酬の総額は金銭報酬枠の内枠とし、本制度により発行又は交付する当社の普通株式の総数は業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る上限株式数とは別に設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、①取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは財産の給付を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分する方法、又は②対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行若しくは処分する方法のいずれかの方法により行うものといたします。

上記の事前交付型の譲渡制限付株式を付与する目的を踏まえて、本議案に基づき支給する報酬の総額は現行の金銭報酬枠の内枠とし、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額8,000万円以内といたします。また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、業績連動型譲渡制限付株式報酬の上限株式数とは別に、年間196,500株以内（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合

又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。）といたします。

また、上記②の方法により当社の普通株式を発行又は処分する場合、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会において決定いたします。

3. 譲渡制限等の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と業務執行取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 業務執行取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該業務執行取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。
- (2) 業務執行取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、業務執行取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、業務執行取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間中に、業務執行取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

以 上